

奄美市告示第73号

奄美市障害福祉サービス事業所・施設等食材費高騰対策支援金交付要綱を次のように定めた。

令和8年4月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市障害福祉サービス事業所・施設等食材費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材費の高騰により、運営に大きな影響を受けている障害福祉サービス事業所等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、奄美市障害福祉サービス事業所・施設等食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象施設サービス及び支援金の額)

第2条 支援金の交付の対象となる施設サービス及び支援金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供を行っていない施設サービスは対象としない。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和8年3月1日において、別表第2に掲げる要件を満たした事業所等を運営する事業者とする。

(交付対象期間)

第4条 支援金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市障害福祉サービス事業所・施設等食材費高騰対策支援金交付申請書に利用者数が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請期限は、令和8年9月30日までとする。

（支援金の交付決定及び確定の通知）

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、速やかに支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を奄美市障害福祉サービス事業所・施設等食材費高騰対策支援金交付決定兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（様式）

第8条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、第7条の規定に係る支援金の返還については、同日以後もその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

種別	交付対象施設サービス	支援金の額
通所系	療養介護 生活介護 自立支援 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所	23 千円／1 事業所当たり
入所・居住系	施設入所支援 共同生活援助	4 千円／定員 1 名当たり

別表第 2（第 3 条関係）

（１）対象となる事業所の要件	奄美市内に所在し、令和 8 年 3 月 1 日時点で、別表第 1 に掲げるサービスの指定を受けている事業所等のうち、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に提供したサービスに係る障害福祉サービス等報酬又は市からの給付費等の支払実績がある事業所等
（２）対象となる食事提供に係る要件	令和 7 年 4 月 1 日以降に食材料費（食事代、弁当代、おやつ代など、食事提供に係る経費）の全部又は一部を負担し、利用者に対して食事を提供した事業所等のうち、市長が別に定める日までに申出を行った事業所等

	※かかった食材料費の全額を利用者に実費請求している場合など事業所等が一切費用負担していない場合は対象外とする。
--	---